平成２３年（フ）第７５号
和歌山市西636番地
債務者　坂口　博紀
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８０号
和歌山県岩出市根来2279番地の27
債務者　山野佳賀理（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８４号
和歌山市中之島1137番地
債務者　布施佐規子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９２号
和歌山市吉里２番地　菖蒲ヶ丘団地Ｂ12棟863号、住民票上の住所和歌山市吉里２番地
債務者　大谷　浩之
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８号
松江市上乃木６丁目２番41号
債務者　西川　博明
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０号
福島県いわき市仁井田町寺前18番地の７、前住所茨城県北茨城市大津町北町1110番地の15
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３１号
福島県いわき市勿来町四沢向13番地
債務者　秋元　輝雄
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５１８号
大阪府東大阪市島之内１丁目６番３―501号
府営東大阪吉田住宅　３棟501号
債務者　山本　弘之
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３３号
大阪市旭区森小路１丁目５番６―511号
債務者　吉岡　嗣夫
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０９号
大阪府枚方市楠葉丘２丁目14番７号
債務者　藏重　博幸
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７７号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　三宅　純一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８６号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番137―403号
債務者　山田　正文
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１９号
大阪市西成区潮路１丁目４番27号　パークサイドマンション301
債務者　永吉　良孝
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６２号
大阪市東淀川区相川２丁目23番17―206号
債務者　島添　　剛
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９８８号
大阪府豊中市服部寿町２丁目13番１―303号
債務者　石田日出雄
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０１７号
大阪府東大阪市高井田３番10号　高井田マンション306号
債務者　田中　道啓
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０２８号
大阪府東大阪市島之内１丁目４番３―902号
債務者　西岡千恵子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４５号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番３―102号
債務者　滿留　昭廣
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部